

HACHINOHE CITY LAW NEWS

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



不倫慰謝料の金額の相場

不倫慰謝料の問題は、最も典型的な男女トラブルの一つであり、当事務所でも多数のご相談・ご依頼案件を取り扱っております。今回のニュースレターでは、不倫慰謝料の金額の相場についてご説明させていただきます。

1 不倫慰謝料の金額

慰謝料とは、違法な行為によって精神的苦痛を被ったことに対する損害賠償金です。慰謝料の金額とは、精神的苦痛の程度を金銭に換算することを意味しますが、一律に決められるものではありません。もっとも、過去の裁判例などを踏まえると、実務上は、不倫によって離婚するに至った場合には、150万円から200万円くらいが相場となっています。他方で、離婚にも別居にも至っていない場合には、50万円から100万円くらいとされることが多いように思われます。その上で、具体的な慰謝料の算定に当たっては、個々のケースごとに諸般の事情が考慮されて判断されることになります。

2 慰謝料の算定に当たって考慮される要素

慰謝料の算定に当たって考慮される要素を、以下でいくつか紹介させていただきます。

① 不倫当時の夫婦関係

結婚期間が長い場合には、一般には慰謝料の金額が高くなります。逆に、結婚期間が短い場合には金額が低くなる場合があり、不倫の前から既に夫婦が別居状態で夫婦関係が破綻していた場合には、そもそも慰謝料の請求が認められないこともあります。

② 不倫の状況

不倫の期間が長い場合や回数が多い場合には金額が高くなります。また、不倫した者との間で子どもができた場合には、特に金額が高くなります。他方、離婚するに至った場合でも、不倫が1回きりであれば、100万円前後となることもあります。

③ 被害者(不倫された方)の事情

不倫によって、被害者がうつ病などの障害を負った場合には、慰謝料の金額が高くなることがあります。他方で、被害者が暴力やモラハラをしていた場合や、被害者自身も不倫をしていた場合には、慰謝料の金額が低くなる可能性があります。

3 弁護士にご相談ください

不倫慰謝料の金額の算定に当たっては、ここでご説明させていただいた事情以外にも、様々な事情が考慮されます。また、慰謝料を請求するに当たっては、慰謝料の金額面はもちろん、証拠を収集・確保することも重要となります。さらに、相手方との示談交渉や訴訟に臨む際には、自分一人で対処していくことは大きな負担や不安を伴います。まずは弁護士にご相談いただくことが解決の近道となりますので、皆様の周りに不倫慰謝料の問題でお悩みの方がいらっしゃいましたら、当事務所をご紹介いただければと存じます。

お問合せ 八戸シティ法律事務所 代表弁護士 木村哲也

電話番号 0120-146-111 FAX 0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階

受付時間:午前9時~午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談